佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月26日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

## 佐賀県教育委員会規則第7号

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則(昭和58年佐賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後
(開館時間)			(開館時間)
第2条 博物館及び美術館の開館時間は、 <u>次のとおり</u> とする。		<u>のとおり</u> とする。	第2条 博物館及び美術館の開館時間は、午前9時30分から午後6 時までとする。ただし、美術館の岡田三郎助アトリエ(使用に限 る。)にあっては午前9時30分から午後10時まで、美術館のホール にあっては午前9時から午後10時までとする。
	<u>区分</u>	<u>開館時間</u>	
	博物館の展示室及び茶屋並びに美術館	午前9時30分から午	
	の展示室及び画廊	<u>後 6 時まで</u>	
	美術館ホール	午前9時から午後10	
		<u>時まで</u>	
2	 略		- 2 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。